

## 岩手県立大学総合政策学会 編集委員会規程

- 第1条 岩手県立大学総合政策学会会則第11条の規程に基づき、編集委員会を置く。
- 第2条 編集委員会は、本学会理事会で選ばれた編集委員によって構成される。編集委員長は、委員の互選による。委員の任期は1年とし再選を妨げない。
- 第3条 編集委員会は編集委員長が必要と認めたときに開催し、編集委員長が議長を務める。
- 第4条 編集委員会は学会誌、ワーキング・ペーパー等の発行に関する業務を行うために、次の事項を協議し決定する。その決定は原則として出席者の過半数の賛同を得るものとする。
- (1) 会誌等の編集方針、内容、体裁、発行に関する事項。
  - (2) 投稿原稿の審査依頼及び採否に関する事項。
  - (3) 編集委員会規程、投稿規程、審査要領の改訂に関する事項。
  - (4) 予算その他編集業務に関わる事項。
- 第5条 投稿規程及び審査要領は別に定め、その改訂は編集委員会の議決を得て理事会の承諾を得る。
- 第6条 編集委員会事務局は岩手県立大学総合政策学部に置く。
- 第7条 この規程は理事会の承認によって変更し、総会に報告する。

付則 本規程は1998（平成10）年10月7日より施行する。